

III 地震保険のしくみ

1 地震保険制度発足の経緯

わが国は、世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害は、その発生がきわめて不規則であること、大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから通常では、保険制度としては成立しにくいものと考えられていました。そのため過去において長年にわたり、地震保険制度についての研究、論議が繰り返されてきましたが、なかなか実現には至りませんでした。しかし、震災によって家屋・家財等の生活基盤を失った被災者の復興に役立つ家計地震保険^(※)制度の創設は社会的な要請であり、損害保険業界において制度創設の研究が進められていました。

昭和 39 年(1964 年)6 月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和 41 年(1966 年)5 月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険制度が発足しました。

制度発足時の地震保険の内容は、保険金額の限度額は建物 90 万円、家財 60 万円、支払保険金は全損の場合のみ補償、総支払限度額は 3,000 億円というものでありましたが、その後数回の改定を経て、現在は次の内容のとおりとなっています。

(※)損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業の様々な危険に対処するために企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

2 地震保険の内容(平成 15 年 4 月 1 日現在)

地震保険は、居住用建物や家財を対象とする火災保険(住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等)に、原則付帯^(※)されます。

地震保険のみを単独で契約することはできません。

(※)地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要となります。

(1) 担保する危険

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害

(2) 保険の目的

居住の用に供する建物および家財(生活用動産)

(3) 保険期間

1 年、長期(2 年～5 年)および短期の保険期間となります。

(4) 保険金額

地震保険を付帯する火災保険金額の30%～50%の範囲となります。ただし建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度です。

(5) 支払保険金

下表のとおり、損害の程度により3区分の支払いが行われます。

保険の目的	損害の程度	保険金支払額
建 物	全 損	保険金額の100% [ただし、時価額を限度とします。]
	半 損	保険金額の50% [ただし、時価額の50%を限度とします。]
	一 部 損	保険金額の5% [ただし、時価額の5%を限度とします。]
家 財	全 損	保険金額の100% [ただし、時価額を限度とします。]
	半 損	保険金額の50% [ただし、時価額の50%を限度とします。]
	一 部 損	保険金額の5% [ただし、時価額の5%を限度とします。]

(6) 損害の認定基準

建物の場合

損害の程度	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積	床上浸水等
全 損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
半 損	建物の時価の20%以上 50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—
一 部 損	建物の時価の3%以上 20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合

家財の場合

損害の程度	家財の損害額
全 損	家財の時価の80%以上
半 損	家財の時価の30%以上80%未満
一 部 損	家財の時価の10%以上30%未満

(7) 総支払限度額

1回の地震等につき4兆5,000億円が限度です。

(8) 保険料率

地震保険料率は、基本料率と割引率で成り立っています。

①基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の目的である建物および家財を収容する建物の構造、所在地により決定します。

保険金額 1,000 円、保険期間 1 年につき

(単位：円)

構造 等地別	非木造	木造
1 等地	0.50	1.20
2 等地	0.70	1.65
3 等地	1.35	2.35
4 等地	1.75	3.55

1等地 北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県

2等地 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県

3等地 埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

4等地 東京都、神奈川県、静岡県

②割引率

下記の(イ)・(ロ)の場合に、前頁①の基本料率が割り引かれます。ただし、(イ)と(ロ)の重複適用は行えません。

(イ) 建築年割引率

建物が昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築されたものである場合

割引率 10%

(ロ) 耐震等級割引率

建物の耐震等級が下記に該当する場合

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

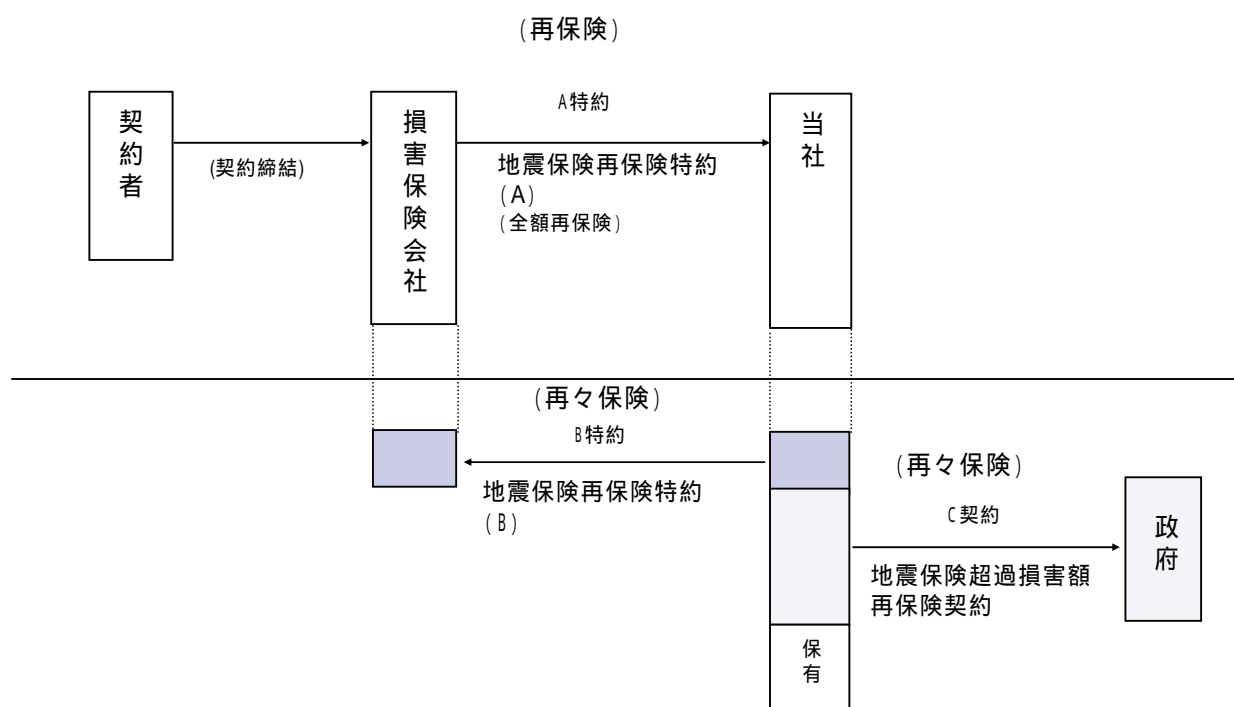
住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度。以下同じ。)発生する地震による力(建築基準法施行令第 88 条第3項に定めるもの。以下同じ。)の 1.5 倍の力に対して倒壊・崩壊等しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の 1.25 倍の力に対して倒壊・崩壊等しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊等しない程度

3 再保険の仕組み

巨大地震等が発生した場合、巨額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の担保力には限度がありますので、再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険特約により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余を保有しています。



損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもち当社に再保険し、当社は異議なくこれを引き受けることが定められています。

当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、地震保険再保険特約(A)によって引き受けた保険責任のうち損害保険会社が負担すべき保険責任について再々保険しています。損害保険各社の地震保険の危険準備金残高などに応じて再保険の引き受け割合が決定されています。

当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約・・・C契約〕

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、地震保険再保険特約(A)によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に出再しています。

4 当社、損害保険会社および政府の保険責任

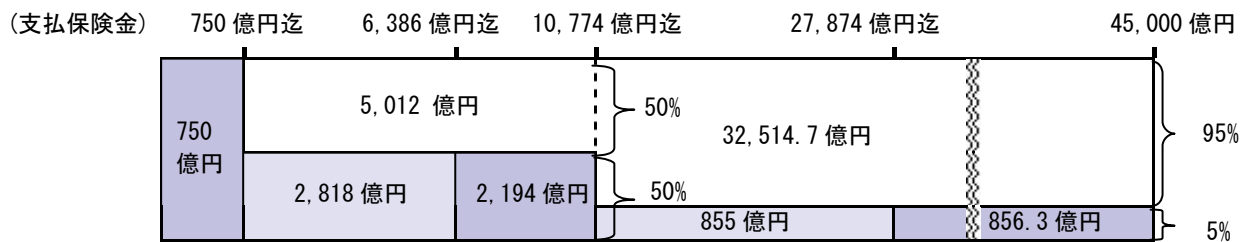
当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額や責任負担の方法を簡単に図示したものが再保険スキームです。

現行の再保険スキームは、平成 14 年 4 月 1 日に次のとおり改定され、1 回の地震等につき政府は最大 3 兆 7,526.7 億円、当社と損害保険会社は最大 7,473.3 億円、合計 4 兆 5,000 億円を負担することになっています。

(1) 当社、損害保険会社および政府の責任(負担)限度額

当 社	3,800.3 億円
損害保険会社	3,673.0 億円
政 府	3 兆 7,526.7 億円
合 計	4 兆 5,000.0 億円

(2) 負担方法(再保険スキーム)



凡例

当社	
損害保険会社	
政府	

(3) 平成 14 年度末の当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高

当 社	3,416 億円
損害保険会社	3,640 億円
政 府	8,463 億円
合 計	15,024 億円

(注) 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産計上額が含まれております。

(4) 当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例

1 回の地震等により 2 兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は次のとおりとなります。

(単位: 億円)

支払保険金 負担者	750 億円までの 部分	750 億円を超え 10,774 億円まで の部分	10,774 億円を 超え 2 兆円まで の部分	負担額 合計
当 社	750	2,194	—	2,944.0
損害保険会社	—	2,818	461.3	3,279.3
政 府	—	5,012	8,764.7	13,776.7
合 計	750	10,024	9,226.0	20,000.0

5 再保険料率 (平成 15 年 4 月 1 日現在)

地震保険は、他の保険種目とは異なり、地震災害の発生頻度が火災や自動車事故と比べ極めて低く、かつ不規則であり、また、大地震が発生した場合の被害は巨大になることから、保険制度の前提である大数の法則に乗りにくいいため、保険料率は、国立天文台編の「理科年表」に掲載されている過去約 500 年間に発生し被害をもたらした 375 の地震データ(マグニチュード、震源地)を活用して算出されています。

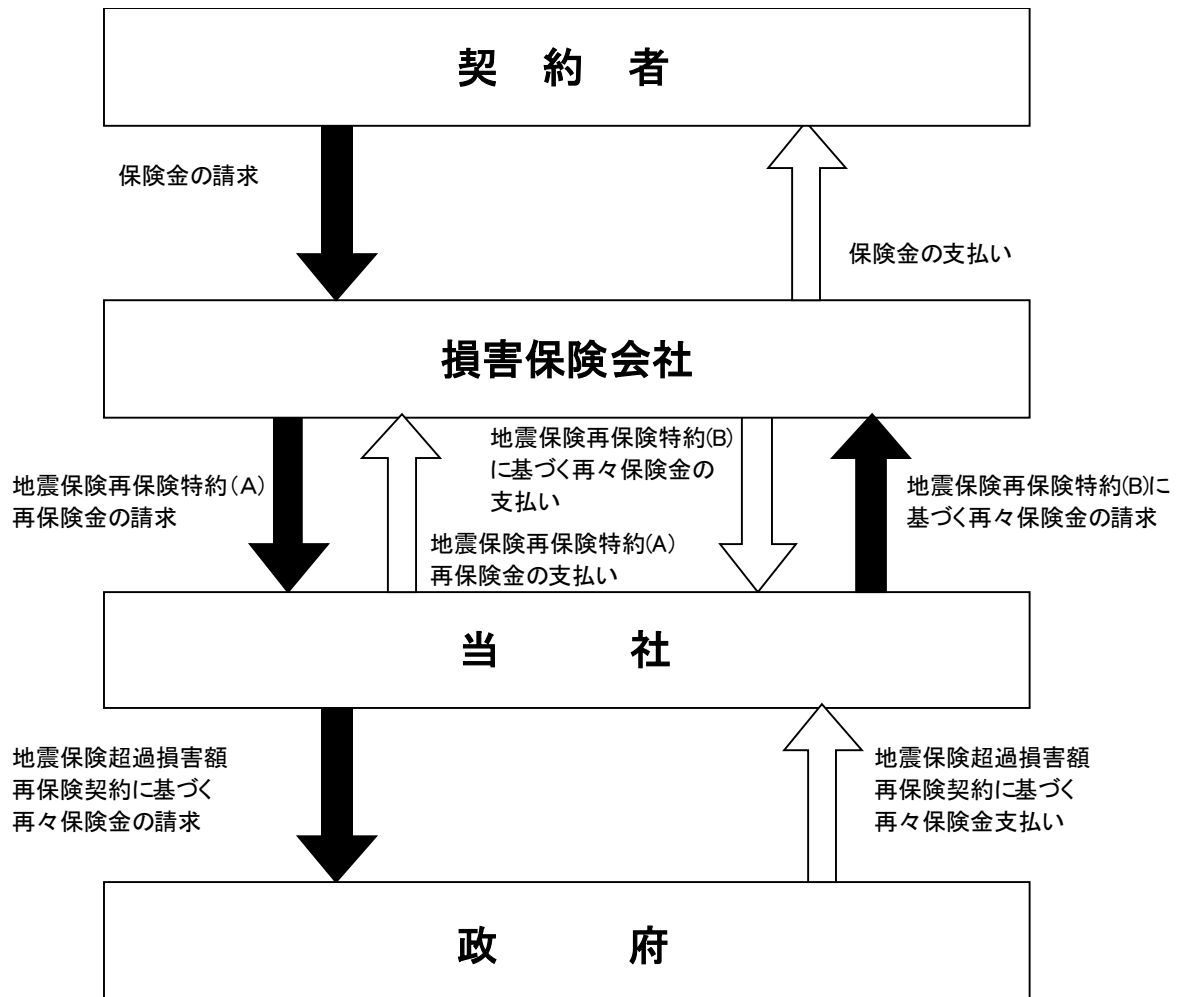
再保険料率の算出は、「地震保険に関する法律」により長期的に収入(再保険料)と支出(再保険金)が相償うよう合理的に定めることとされていますので、前述の 375 の地震について、これらの地震が現時点において同じ場所、同じ規模で再び発生した場合、それぞれの地震ごとに見込まれる保険金の支払額を算出し、これら 375 地震で見込まれる保険金の支払額を前頁の再保険スキームにひとつひとつ当てはめ、当社、損害保険会社および政府が各々負担すべき保険金の支払額を算出します。375 地震すべてにおいて各々が負担すべき支払保険金合計額の総支払保険金に対する割合を算出し、その値を損害理論値として損害保険会社および政府に対する再保険料率としています。

6 保険金支払いの仕組み

契約者が損害保険会社へ保険金の請求を行った後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。従って、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払われた保険金と同額となります。

また、支払われた再保険金の各社の負担は、前述(P16)の再保険スキームにより、ひとつの地震ごとに計算されます。その結果、支払われた再保険金の額が 750 億円を超える場合には、当社はその超えた額を政府および損害保険会社へそれぞれの再々保険責任に応じた再々保険金を請求します。政府、損害保険会社はそれぞれ当社へ再々保険金として支払うこととなります。



7 再保険金の支払状況（地震保険の保険金支払状況）

平成 14 年度は、平成 13 年 3 月 24 日発生の平成 13 年芸予地震にかかる再保険金を中心に証券件数 509 件、再保険金 292 百万円となりました。支払い状況は以下の表のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	証券件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
平成 13 年芸予地震	平成 13 年 3 月 24 日	6.7	418	218
平成 12 年有珠山噴火	平成 12 年 3 月 29 日 他	4.3 他	3	29
平成 12 年鳥取県西部地震	平成 12 年 10 月 6 日	7.3	29	17
その他	—	—	59	26
平成 14 年度支払再保険金合計	—	—	509	292

(注)平成15年7月26日に発生した「宮城県北部を震源とする地震」による再保険金の支払は、現在(8月)集計中ですが、「平成12年鳥取県西部地震」の支払に次ぐ額になると想定されています。

また、地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位 10 地震等については以下の表のとおりです。

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

地震名等	発生日	マグニチュード	証券件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7 年 1 月 17 日	7.3	65,427	78,347
2 平成13年芸予地震	平成 13 年 3 月 24 日	6.7	24,384	16,907
3 平成12年鳥取県西部地震	平成 12 年 10 月 6 日	7.3	4,073	2,866
4 平成6年北海道東方沖地震	平成 6 年 10 月 4 日	8.2	4,103	1,333
5 平成6年三陸はるか沖地震	平成 6 年 12 月 28 日	7.6	4,172	1,238
6 雲仙普賢岳噴火	平成 5 年 4 月 28 日	—	216	1,134
7 平成5年釧路沖地震	平成 5 年 1 月 15 日	7.8	3,627	990
8 日本海中部地震	昭和 58 年 5 月 26 日	7.7	703	651
9 平成12年有珠山噴火	平成 12 年 3 月 29 日	4.3他	325	449
10 鹿児島県薩摩地方を震源とする地震	平成 9 年 5 月 13 日	6.1他	685	335

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,347百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

8 地震保険契約都道府県別保有高および普及率(平成15年3月末現在)

※平成15年3月末の世帯数が確定していないため、平成14年3月末現在の世帯数を記載しています。したがって、普及率は暫定値となっております。

都道府県名	世帯数(A)	地震保険		普及率 (B)/(A)	平均 保険金額	構成割合	
		件数(B)	保険金額			件数	保険金額
	千世帯	千件	百万円	%	千円	%	%
北海道	2,464	386	2,476,614	15.68	6,408	4.79	4.30
青森	543	59	380,861	10.91	6,430	0.73	0.66
岩手	482	36	249,167	7.60	6,795	0.45	0.43
宮城	839	141	1,022,739	16.88	7,219	1.76	1.77
秋田	406	33	225,135	8.20	6,753	0.41	0.39
山形	382	24	187,655	6.52	7,512	0.31	0.33
福島	704	73	521,723	10.48	7,068	0.91	0.90
東北計	3,358	369	2,587,282	11.01	6,998	4.58	4.49
茨城	1,017	152	1,032,864	14.95	6,788	1.88	1.79
栃木	684	83	628,105	12.14	7,555	1.03	1.09
群馬	703	58	436,263	8.29	7,483	0.72	0.76
北関東計	2,405	293	2,097,233	12.21	7,144	3.64	3.64
埼玉	2,576	470	3,074,228	18.28	6,527	5.83	5.33
千葉	2,277	486	3,481,015	21.38	7,149	6.03	6.04
東京	5,597	1,378	10,066,602	24.63	7,302	17.08	17.46
神奈川	3,486	827	5,709,423	23.74	6,899	10.25	9.90
南関東計	13,937	3,163	22,331,270	22.70	7,058	39.20	38.73
新潟	796	88	620,497	11.09	7,020	1.10	1.08
富山	361	26	227,112	7.20	8,730	0.32	0.39
石川	408	42	341,926	10.40	8,045	0.53	0.59
福井	256	25	223,823	10.10	8,624	0.32	0.39
山梨	313	54	487,025	17.29	9,000	0.67	0.84
長野	761	53	488,828	7.01	9,161	0.66	0.85
北陸・甲信越計	2,898	290	2,389,214	10.02	8,229	3.60	4.14
岐阜	687	114	816,357	16.66	7,131	1.42	1.42
静岡	1,314	279	1,962,714	21.27	7,018	3.46	3.40
愛知	2,559	622	4,464,207	24.32	7,170	7.71	7.74
三重	657	90	678,791	13.79	7,488	1.12	1.18
中部計	5,218	1,107	7,922,071	21.22	7,154	13.72	13.74
滋賀	445	43	331,336	9.69	7,677	0.53	0.57
京都	1,024	117	887,581	11.48	7,550	1.46	1.54
大阪	3,574	578	3,998,589	16.18	6,915	7.16	6.93
兵庫	2,137	267	1,956,225	12.52	7,311	3.31	3.39
奈良	515	65	501,934	12.66	7,684	0.81	0.87
和歌山	404	47	356,862	11.71	7,526	0.59	0.62
近畿計	8,103	1,119	8,032,530	13.81	7,176	13.87	13.93
鳥取	212	28	216,775	13.32	7,658	0.35	0.38
島根	263	20	172,999	7.88	8,324	0.26	0.30
岡山	717	71	507,760	9.96	7,108	0.88	0.88
広島	1,140	209	1,519,518	18.39	7,248	2.60	2.64
山口	611	64	506,631	10.58	7,831	0.80	0.88
中国計	2,945	394	2,923,686	13.40	7,404	4.89	5.07
徳島	300	35	309,995	11.93	8,662	0.44	0.54
香川	382	52	433,376	13.73	8,250	0.65	0.75
愛媛	593	72	541,333	12.26	7,438	0.90	0.94
高知	338	52	367,850	15.46	7,033	0.65	0.64
四国計	1,614	213	1,652,556	13.22	7,744	2.64	2.87
福岡	1,972	305	2,139,094	15.50	6,995	3.79	3.71
佐賀	289	15	120,109	5.32	7,801	0.19	0.21
長崎	582	33	247,350	5.74	7,389	0.41	0.43
熊本	678	109	801,000	16.15	7,309	1.36	1.39
大分	471	52	431,550	11.14	8,213	0.65	0.75
宮崎	466	68	481,874	14.65	7,056	0.85	0.84
鹿児島	748	114	770,355	15.30	6,723	1.42	1.34
沖縄	480	33	254,671	6.89	7,686	0.41	0.44
九州・沖縄計	5,690	732	5,246,006	12.88	7,159	9.08	9.10
全国計	48,637	8,071	57,658,466	16.60	7,143	100.00	100.00

(注)1.世帯数は、平成14年3月末現在(市町村自治研究会編 住民基本台帳人口要覧 平成14年版)

2.地震保険件数・保険金額は、損害保険料率算出機構統計による。